

## 平成30年度名古屋市小規模事業金融公社融資制度の改正点について

### 1 融資制度の変更

#### (1) 経営活性化資金

①不動産担保融資 → 不動産等担保融資

※有価証券（国債・地方債・上場株式など）を担保の対象に加えました。

### 2 融資限度額の引き上げ

(1) 経営活性化資金（通常資金） 1,200万円以内 → 2,000万円以内

(2) 創業・事業展開支援資金 1,200万円以内 → 2,000万円以内

(3) ものづくり設備導入資金（特別資金） 1,200万円以内 → 2,000万円以内

### 3 優遇利率の適用対象額の引き上げ

#### (1) 経営活性化資金（通常資金・不動産等担保融資）

①小規模事業者向け優遇利率の適用対象額 500万円以内 → 1,000万円以内

### 4 産業施策と連携した優遇措置の新設（各0.1%割引）

#### (1) 経営活性化資金（通常資金・不動産等担保融資）

①名古屋市中小企業新商品・サービス創出等事業補助金の事業認定を受けた場合

②名古屋市都市型産業研究施設開設補助金の交付決定を受けた場合

③名古屋市工業技術グランプリを受賞した場合

※平成30年4月1日以降に認定等を受けた方が対象となります。

詳しくは、公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社

融資課 事業推進係 ☎ 052-735-2124へ